



2024年5月28日

株主各位

会社名 株式会社関通
代表者名 代表取締役社長 達城 久裕
(コード番号 : 9326 東証グロース)
問合せ先 取締役副社長 達城 利卓
電話番号 06-6224-3361

招集ご通知記載事項の一部修正(議案の修正)について

2024年5月2日に開示しております「第38期定時株主総会招集ご通知」の記載事項に一部修正が生じたので、下記の通り修正のご連絡をさせていただきます。

後記1.「修正内容」のとおり、当社第38期定時株主総会において株主の皆様にお諮りする決議事項のうち、第2号議案及び第4号議案において修正がございます。

記

1. 修正内容

第2号議案：7名選任から6名選任へ修正

第4号議案：株主総会での議案決議後の取締役人数を6名に修正

※変更箇所は下線ご参照

2. 第2号議案

【修正前議案内容】

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)全員(7名)は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会並びに指名報酬諮問委員会は、取締役会の監督機能のあり方、取締役候補者の業務執行の機能及び実績等を踏まえ検討を行いました。その結果、すべての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	達城久裕 (1960年5月12日生)	1983年7月 軽サービス(運送業)を創業 1986年4月 有限会社軽サービス設立(現 当社) 代表取締役 1996年3月 同社 組織変更 関西商業流通株式会社(現 当社) 代表取締役社長(現任)	6,120株
	(候補者とした理由) 達城久裕氏は、経営者としての豊富な経験と高い見識を有し、代表者として創業から当社の事業拡大に貢献し、現在においても当社の成長を牽引しております。引き続き、その経験と見識を当社の経営に活かすことが、当社のさらなる企業価値の向上につながるものと判断し、取締役候補者としました。		

2	<p>たつ しろ よし たく 達 城 利 卓 (1982年2月23日生)</p>	<p>2004年 3 月 当社 入社 2010年 9 月 当社 第二物流センター 部長 2011年 3 月 当社 取締役 2014年 4 月 当社 取締役 物流事業本部長 2017年 3 月 当社 取締役 管理本部長 2017年 9 月 当社 取締役 経営企画本部長 2020年 3 月 当社 取締役 物流企画本部、経営企画本部 担当 2020年 5 月 当社 常務取締役 経営企画本部担当 2020年 9 月 当社 常務取締役 経営企画本部、システム 開発本部担当 2021年 2 月 当社 常務取締役 経営企画本部担当 2022年 3 月 株式会社関通ビジネスサービス 代表取締役 (現任) 2023年 3 月 当社 取締役副社長 経営企画本部、管理本 部統括担当 2023年 9 月 当社 取締役副社長 経営企画本部担当 2023年 12 月 関通ネクストロジ株式会社 取締役 (現任) 2024年 3 月 当社 取締役副社長 財務本部担当 (現任)</p>	151,530 株
	<p>(候補者とした理由) 達城利卓氏は、物流事業、情報システム及び経営企画に関する豊富な経験と見識を有し、当社の経営戦略の立案及び実行に貢献し、現在においても物流現場における物流の自動化装置の導入等による効率化に貢献しております。引続き、その経験と見識を当社の経営に活かすことが、当社のさらなる企業価値の向上につながるものと判断し、取締役候補者となりました。</p>		
候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	<p>あさ くら とも ひと 朝 倉 寛 士 (1973年5月5日生)</p>	<p>1998年 10 月 当社 入社 2004年 5 月 当社 取締役 物流事業担当 2005年 12 月 当社 常務取締役 物流事業担当 2006年 3 月 当社 常務取締役 物流事業部長 2017年 3 月 当社 常務取締役 物流事業統括担当 2020年 5 月 当社 専務取締役 物流事業統括担当 (現任) 2023年 12 月 関通ネクストロジ株式会社 代表取締役 (現任)</p>	91,950 株
	<p>(候補者とした理由) 朝倉寛士氏は、物流事業に関する豊富な経験と高い見識を有し、当社の物流サービスの充実及び品質の維持・向上等に貢献し、現在においても拡大を続ける物流センターの品質の維持・向上に貢献しております。引続き、その経験と見識を当社の経営に活かすことが、当社のさらなる企業価値の向上につながるものと判断し、取締役候補者となりました。</p>		
4	<p>まつ おか せい ごう 松 岡 正 剛 (1977年11月28日生)</p>	<p>2004年 8 月 当社 入社 2011年 3 月 当社 取締役 営業部長 2012年 3 月 当社 常務取締役 営業本部長 2019年 3 月 当社 常務取締役 営業本部、物流企画本 部、教育事業本部担当 2019年 10 月 当社 常務取締役 営業本部、教育事業本部 担当 2020年 5 月 当社 専務取締役 営業本部、教育事業本部 担当 2023年 3 月 当社 専務取締役 営業本部統括担当 (現 任)</p>	111,450 株
	<p>(候補者とした理由) 松岡正剛氏は、営業部門に関する豊富な経験と高い見識から、当社のお客様の新規獲得及び新しいサービスの拡充に貢献し、現在においても WEB マーケティングの技術を駆使したお客様獲得の仕組みの維持・向上に貢献しております。引続き、その経験と見識を当社の経営に活かすことが、当社のさらなる企業価値の向上につながるものと判断し、取締役候補者となりました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
5	片山 忠司 (1970年7月9日生)	1993年 4月 三井生命保険相互会社(現 大樹生命保険株式会社) 入社 1996年 6月 日本テレホン株式会社(現 ReYuu Japan 株式会社) 入社 2005年 6月 同社 経営企画部 担当部長 2005年 12月 エレコム株式会社 入社 2007年 2月 同社 業務統括部総務課長 2013年 12月 昭栄薬品株式会社 入社 2014年 4月 同社 総務部長 2017年 3月 当社 入社 2017年 9月 当社 管理本部長 兼 総務部長 2017年 10月 当社 取締役 管理本部長 2020年 5月 当社 常務取締役 管理本部担当 2022年 3月 株式会社関通ビジネスサービス 監査役(現任) 2024年 3月 当社 常務取締役 総務本部担当(現任)	24,150株
(候補者とした理由) 片山忠司氏は、管理部門に関する豊富な経験と見識を有し、当社の内部管理体制及び内部統制の構築に貢献し、現在においてもコーポレート・ガバナンスの維持・向上に貢献しております。引続き、その経験と見識を当社の経営に活かすことが、当社のさらなる企業価値の向上につながるものと判断し、取締役候補者となりました。			
6	古川 雄貴 (1981年7月14日生)	2003年 8月 鴻池運輸株式会社 入社 2004年 10月 関西オールトランス株式会社 (現 住商グローバル・ロジスティクス株式会社) 入社 2017年 9月 当社 入社 当社 首都圏物流事業本部長 2018年 5月 当社 取締役 首都圏物流事業本部長 2020年 3月 当社 取締役 東京物流事業本部長 2020年 5月 当社 常務取締役 東京物流事業本部担当 2021年 2月 当社 常務取締役 東京物流事業本部、情報システム本部担当 2023年 10月 スパイスコード株式会社 取締役(現任) 当社 常務取締役 情報システム本部、システム本部担当(現任)	1,700株
(候補者とした理由) 古川雄貴氏は、物流事業及び情報システムに関する豊富な経験と見識を有し、主に首都圏における物流サービスの拡充に貢献し、現在においても、ITオートメーション事業のサービス拡大等、当社事業の拡大に貢献しております。引続き、その経験と見識を当社の経営に活かすことが、当社のさらなる企業価値の向上につながるものと判断し、取締役候補者となりました。			
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
7	河井 章宏 (1987年10月25日生)	2010年 4月 当社 入社 2016年 4月 当社 物流事業本部 第二物流部長 2019年 3月 当社 楽天物流事業本部長 2020年 5月 当社 関西物流事業本部長 2022年 5月 当社 取締役 関西物流事業本部担当(現任)	3,400株
(候補者とした理由) 河井章宏氏は、物流事業に関する豊富な経験と高い見識を有し、当社の物流サービスの充実及び品質の維持・向上等に貢献し、現在においても、関西圏の物流サービスの拡充、品質の維持・向上に貢献しております。引続き、その経験と見識を当社の経営に活かすことが、当社のさらなる企業価値の向上につながるものと判断し、取締役候補者となりました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約を継続し、更新する予定であります。当該保険契約の概要は「事業報告 2. 会社の現況 (3) 会社役員 の状況 ⑫役員等賠償責任保険契約の概要」の項に記載のとおりであります。各候補者が選任された場合には、当該保険契約の被保険者となります。

【修正後議案内容】

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 6名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。) 全員(6名)は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会並びに指名報酬諮問委員会は、取締役会の監督機能のあり方、取締役候補者の業務執行の機能及び実績等を踏まえ検討を行いました。その結果、すべての候補者について適任であると判断しております。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	達城久裕 (1960年5月12日生)	1983年7月 軽サービス(運送業)を創業 1986年4月 有限会社軽サービス設立(現 当社) 代表取締役 1996年3月 同社 組織変更 関西商業流通株式会社(現 当社) 代表取締役社長(現任)	6,120株
(候補者とした理由) 達城久裕氏は、経営者としての豊富な経験と高い見識を有し、代表者として創業から当社の事業拡大に貢献し、現在においても当社の成長を牽引しております。引き続き、その経験と見識を当社の経営に活かすことが、当社のさらなる企業価値の向上につながるものと判断し、取締役候補者となりました。			
2	達城利卓 (1982年2月23日生)	2004年3月 当社 入社 2010年9月 当社 第二物流センター 部長 2011年3月 当社 取締役 2014年4月 当社 取締役 物流事業本部長 2017年3月 当社 取締役 管理本部長 2017年9月 当社 取締役 経営企画本部長 2020年3月 当社 取締役 物流企画本部、経営企画本部 担当 2020年5月 当社 常務取締役 経営企画本部担当 2020年9月 当社 常務取締役 経営企画本部、システム 開発本部担当 2021年2月 当社 常務取締役 経営企画本部担当 2022年3月 株式会社関通ビジネスサービス 代表取締役 (現任) 2023年3月 当社 取締役副社長 経営企画本部、管理本部統括担当 2023年9月 当社 取締役副社長 経営企画本部担当 2023年12月 関通ネクストロジ株式会社 取締役(現任) 2024年3月 当社 取締役副社長 財務本部担当(現任)	151,530株
(候補者とした理由) 達城利卓氏は、物流事業、情報システム及び経営企画に関する豊富な経験と見識を有し、当社の経営戦略の立案及び実行に貢献し、現在においても物流現場における物流の自動化装置の導入等による効率化に貢献しております。引き続き、その経験と見識を当社の経営に活かすことが、当社のさらなる企業価値の向上につながるものと判断し、取締役候補者となりました。			
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	朝倉寛士 (1973年5月5日生)	1998年10月 当社 入社 2004年5月 当社 取締役 物流事業担当 2005年12月 当社 常務取締役 物流事業担当 2006年3月 当社 常務取締役 物流事業部長 2017年3月 当社 常務取締役 物流事業統括担当 2020年5月 当社 専務取締役 物流事業統括担当(現任) 2023年12月 関通ネクストロジ株式会社 代表取締役(現任)	91,950株
(候補者とした理由) 朝倉寛士氏は、物流事業に関する豊富な経験と高い見識を有し、当社の物流サービスの充実及び品質の維持・向上等に貢献し、現在においても拡大を続ける物流センターの品質の維持・向上に貢献しております。引き続き、その経験と見識を当社の経営に活かすことが、当社のさらなる企業価値の向上につながるものと判断し、取締役候補者となりました。			

4	まつ 松 おか 岡 せい 正 ごう 剛 (1977年11月28日生)	2004年 8 月 当社 入社 2011年 3 月 当社 取締役 営業部長 2012年 3 月 当社 常務取締役 営業本部長 2019年 3 月 当社 常務取締役 営業本部、物流企画本部、教育事業本部担当 2019年 10 月 当社 常務取締役 営業本部、教育事業本部担当 2020年 5 月 当社 専務取締役 営業本部、教育事業本部担当 2023年 3 月 当社 専務取締役 営業本部統括担当 (現任)	111,450 株
	(候補者とした理由) 松岡正剛氏は、営業部門に関する豊富な経験と高い見識から、当社のお客様の新規獲得及び新しいサービスの拡充に貢献し、現在においても WEB マーケティングの技術を駆使したお客様獲得の仕組みの維持・向上に貢献しております。引続き、その経験と見識を当社の経営に活かすことが、当社のさらなる企業価値の向上につながるものと判断し、取締役候補者となりました。		
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
6	ふる 古 かわ 川 ゆう 雄 き 貴 (1981年7月14日生)	2003年 8 月 鴻池運輸株式会社 入社 2004年 10 月 関西オールトランス株式会社 (現 住商グローバル・ロジスティクス株式会社) 入社 2017年 9 月 当社 入社 当社 首都圏物流事業本部長 2018年 5 月 当社 取締役 首都圏物流事業本部長 2020年 3 月 当社 取締役 東京物流事業本部長 2020年 5 月 当社 常務取締役 東京物流事業本部担当 2021年 2 月 当社 常務取締役 東京物流事業本部、情報システム本部担当 2023年 10 月 スパイスコード株式会社 取締役 (現任) 当社 常務取締役 情報システム本部、システム本部担当 (現任)	1,700 株
	(候補者とした理由) 古川雄貴氏は、物流事業及び情報システムに関する豊富な経験と見識を有し、主に首都圏における物流サービスの拡充に貢献し、現在においても、IT オートメーション事業のサービス拡大等、当社事業の拡大に貢献しております。引続き、その経験と見識を当社の経営に活かすことが、当社のさらなる企業価値の向上につながるものと判断し、取締役候補者となりました。		
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
7	かわ 河 い 井 あき 章 ひろ 宏 (1987年10月25日生)	2010年 4 月 当社 入社 2016年 4 月 当社 物流事業本部 第二物流部長 2019年 3 月 当社 楽天物流事業本部長 2020年 5 月 当社 関西物流事業本部長 2022年 5 月 当社 取締役 関西物流事業本部担当 (現任)	3,400 株
	(候補者とした理由) 河井章宏氏は、物流事業に関する豊富な経験と高い見識を有し、当社の物流サービスの充実及び品質の維持・向上等に貢献し、現在においても、関西圏の物流サービスの拡充、品質の維持・向上に貢献しております。引続き、その経験と見識を当社の経営に活かすことが、当社のさらなる企業価値の向上につながるものと判断し、取締役候補者となりました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約を継続し、更新する予定であります。当該保険契約の概要は「事業報告 2. 会社の現況 (3) 会社役員の状況 ⑫役員等賠償責任保険契約の概要」の項に記載のとおりであります。各候補者が選任された場合には、当該保険契約の被保険者となります。

3. 第4号議案

【修正前議案内容】

第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の一部改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2019年5月29日開催の第33期定時株主総会において、年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を除く。）、また当該報酬等の額とは別枠にて、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して、譲渡制限付株式（以下、「本譲渡制限付株式」という。）の

付与のために支給する金銭報酬債権として年額 30 百万円以内とご承認いただいで今日に至っております。

今般、対象取締役が中長期的に株主の皆様と同じ視点で当社グループの企業価値向上を志向し、株主の皆様との平等性やコーポレート・ガバナンスの透明性を一層高めていくことを目的として、本制度の内容を以下のとおり一部改定することにつき、ご承認をお願いいたします。

本議案に基づき、対象取締役に付与する譲渡制限付株式にかかる譲渡制限期間について、従来の「本譲渡制限付株式の割当日から当社の取締役会が定める期間」から、「本譲渡制限付株式の交付日から 3 年から 5 年の間で当社の取締役会が定める期間、または本譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任または退職する日までの期間」といたします。

このほか、当社株価の変動その他の事情を踏まえ、譲渡制限期間の改定に合わせて、本制度により発行または処分される当社の普通株式の総数を年 36,000 株以内（2021 年 9 月 1 日付で普通株式 1 株につき 3 株の割合で株式分割を行っているため、12,000 株から 36,000 株に変更しております。）から年 50,000 株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分される当社の普通株式の調整が必要な事由が生じた場合には、当該株数を合理的な範囲で調整する。）に変更するとともに、本制度に基づき譲渡制限付株式の割当てのために支給する金銭報酬債権の総額を年額 30 百万円以内から年額 50 百万円以内に変更いたします。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名報酬諮問委員会の審議を経たうえで取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は 7 名（うち社外取締役 0 名）ですが、本株主総会で第 2 号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は同じく 7 名（うち社外取締役 0 名）となります。

対象取締役に対して割当てる譲渡制限付株式報酬制度の一部改定として、本株主総会に付議する議案の内容は以下のとおりです。

1. 譲渡制限付株式の発行に伴う払込みに関する事項

対象取締役は、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものといたします。

2. 対象取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の数

本制度により当社が対象取締役に対して発行または処分する普通株式の総数は年 50,000 株以内といたします。但し、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

なお、本制度に基づき対象取締役に対して発行または処分される普通株式の 1 株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

3. 対象取締役に割当てる譲渡制限付株式に関する事項

当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします（本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下、「本割当株式」といいます。）。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の交付日から 3 年から 5 年の間で当社の取締役会が定める期間、または当該対象取締役が本割当株式の交付日から当社取締役その他当社の取締役会で定める

地位を退任または退職する日までの期間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「本役務提供期間」という。）、継続して当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象取締役が、本役務提供期間中、正当な理由により退任または退職した場合または死亡により退任または退職した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。

(3) 無償取得事由

対象取締役が、本譲渡制限期間中、退任または退職した場合、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。その他の無償取得事由は、当社の取締役会に基づき、本割当契約に定めるものといたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものといたします。

4. 譲渡制限付株式を割当てることが相当である理由

当社は2021年2月12日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は「事業報告 2. 会社の現況 (3) 会社役員 の状況 ④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針」の項に記載のとおりであります。本議案に基づく本譲渡制限付株式の付与は、当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。また、本譲渡制限付株式の価値を付与に係る取締役会決議時点の時価で評価した金額は年額50百万円以内とすること、当社が対象取締役に対して発行または処分する普通株式の総数は年50,000株以内としており、発行済株式総数に対する希釈率は0.49%程度と軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

なお、本制度により対象取締役に割当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理する予定です。

【修正後議案内容】

第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の一部改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2019年5月29日開催の第33期定時株主総会において、年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を除く。）、また当該報酬等の額とは別枠にて、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して、譲渡制限付株式（以下、「本譲渡制限付株式」という。）の付与の

ために支給する金銭報酬債権として年額 30 百万円以内とご承認いただいております。

今般、対象取締役が中長期的に株主の皆様と同じ視点で当社グループの企業価値向上を志向し、株主の皆様との平等性やコーポレート・ガバナンスの透明性を一層高めていくことを目的として、本制度の内容を以下のとおり一部改定することにつき、ご承認をお願いいたします。本議案に基づき、対象取締役に付与する譲渡制限付株式にかかる譲渡制限期間について、従来の「本譲渡制限付株式の割当日から当社の取締役会が定める期間」から、「本譲渡制限付株式の交付日から 3 年から 5 年の間で当社の取締役会が定める期間、または本譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任または退職する日までの期間」といたします。

このほか、当社株価の変動その他の事情を踏まえ、譲渡制限期間の改定に合わせて、本制度により発行または処分される当社の普通株式の総数を年 36,000 株以内（2021 年 9 月 1 日付で普通株式 1 株につき 3 株の割合で株式分割を行っているため、12,000 株から 36,000 株に変更しております。）から年 50,000 株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分される当社の普通株式の調整が必要な事由が生じた場合には、当該株数を合理的な範囲で調整する。）に変更するとともに、本制度に基づき譲渡制限付株式の割当てのために支給する金銭報酬債権の総額を年額 30 百万円以内から年額 50 百万円以内に変更いたします。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名報酬諮問委員会の審議を経たうえで取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は 7 名（うち社外取締役 0 名）ですが、本株主総会で第 2 号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は 6 名（うち社外取締役 0 名）となります。

対象取締役に対して割当てる譲渡制限付株式報酬制度の一部改定として、本株主総会に付議する議案の内容は以下のとおりです。

1. 譲渡制限付株式の発行に伴う払込みに関する事項

対象取締役は、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものといたします。

2. 対象取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の数

本制度により当社が対象取締役に対して発行または処分する普通株式の総数は年 50,000 株以内といたします。但し、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

なお、本制度に基づき対象取締役に対して発行または処分される普通株式の 1 株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

3. 対象取締役に割当てる譲渡制限付株式に関する事項

当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします（本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下、「本割当株式」といいます。）。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の交付日から 3 年から 5 年の間で当社の取締役会が定める期間、または当該対象取締役が本割当株式の交付日から当社取締役その他当社の取締役会で定める

地位を退任または退職する日までの期間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「本役務提供期間」という。）、継続して当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象取締役が、本役務提供期間中、正当な理由により退任または退職した場合または死亡により退任または退職した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。

(3) 無償取得事由

対象取締役が、本譲渡制限期間中、退任または退職した場合、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。その他の無償取得事由は、当社の取締役会に基づき、本割当契約に定めるものといたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものといたします。

4. 譲渡制限付株式を割当てることが相当である理由

当社は2021年2月12日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は「事業報告 2. 会社の現況 (3) 会社役員 の状況 ④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針」の項に記載のとおりであります。本議案に基づく本譲渡制限付株式の付与は、当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。また、本譲渡制限付株式の価値を付与に係る取締役会決議時点の時価で評価した金額は年額50百万円以内とすること、当社が対象取締役に対して発行または処分する普通株式の総数は年50,000株以内としており、発行済株式総数に対する希釈率は0.49%程度と軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

なお、本制度により対象取締役に割当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理する予定です。

以上の修正に伴い、既にインターネット又は書面（郵送）により行使していただきました第2号議案の議決権につきましては、修正後の取締役候補者6名に関するもののみを有効なものとして取り扱わせていただきます。また、今後行使される第2号議案の議決権につきましても、同様に、修正後の取締役候補者6名に関するもののみを有効なものとして取り扱わせていただきます。なお、当日ご出席されない株主様につきましては、行使期限であります2024年5月28日午後6時まで引き続き議決権を行使していただくことが可能ですので、インターネットにより議決権を行使して下さいませようようお願い申し上げます。

以上